

旭川市避難行動要支援者避難支援の手引 (全体計画)

平成 28 年 (2016 年) 3 月

(令和 6 年 (2024 年) 3 月一部改正)

旭 川 市

改定の趣旨

平成7年の阪神・淡路大震災やその後の甚大な自然災害による被災教訓から、災害時要援護者の避難支援体制の整備の必要性和、その効果的な活動には地域の自助と共助が重要であるとして、国は平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定しました。

これを受け、本市においては避難支援等の手引として、平成22年3月に「旭川市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定し、災害時要援護者の名簿作成、避難支援体制、平常時の備えなどについて、地域における自助と共助を基本とした取組をお願いしていました。

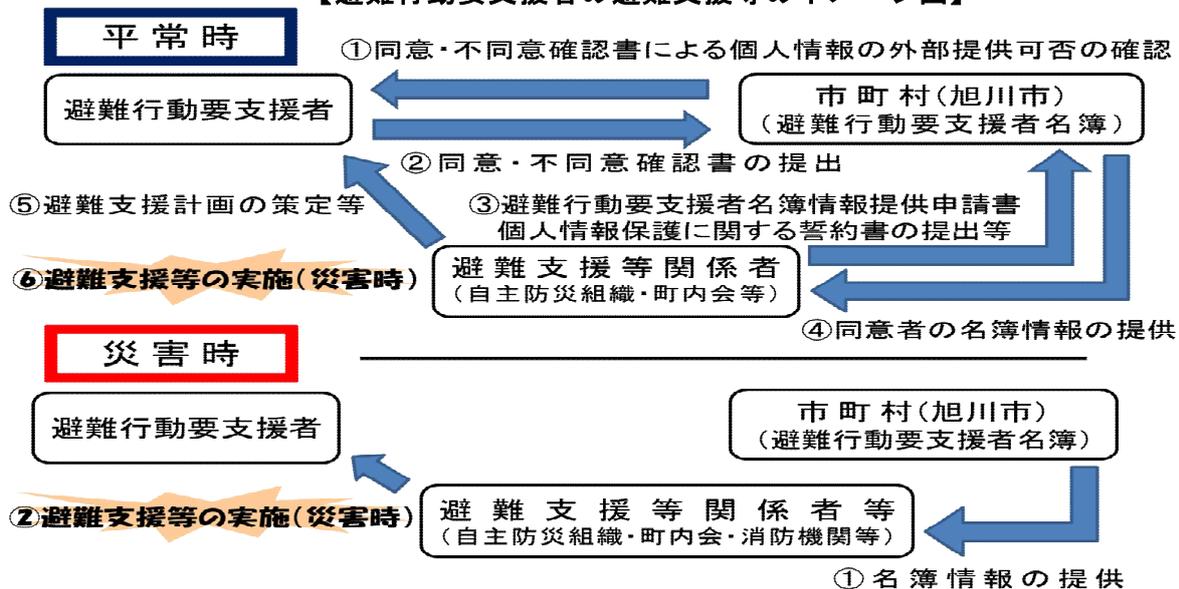
しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、被災地全体の約2万人の死者・行方不明者のうち、約6割もの犠牲者が65歳以上の高齢者であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍にも上り、また、消防職団員の死者・行方不明者281人、民生委員の死者・行方不明者56人など、支援側の犠牲も多数あり、国は、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等関係者等による避難支援等がなされるよう、

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関、地域住民組織、自主防災組織、民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- ③ 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

などを定め、避難行動要支援者の避難支援体制の整備・推進を市町村に求めました。

本市においても、この災害対策基本法の改正と平成25年8月に示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の充実・強化を図ることを目的として、本市が行う取組を市民の皆様にご説明し、地域を中心とした「自助・共助」による取組の推進について、御理解と御協力をいただくため、従来の「旭川市災害時要支援者避難支援ガイドライン」をこれらの全体の計画である「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引（全体計画）」として改定しました。

【避難行動要支援者の避難支援等のイメージ図】



目次

第1	目的と基本的な考え方	1
1	目的	1
2	基本的な考え方	2
(1)	自助・共助・公助	2
(2)	避難行動要支援者の自助とその共助	2
(3)	行政の役割	2
第2	避難行動要支援者名簿の作成・管理等	3
1	要配慮者の把握	3
(1)	市関係部局の情報集約	3
(2)	北海道等からの情報取得	3
2	避難行動要支援者名簿の作成	3
(1)	避難行動要支援者の選定	3
(2)	避難行動要支援者名簿の記載事項	5
3	避難行動要支援者名簿の管理等	5
(1)	避難行動要支援者名簿の管理	5
(2)	避難行動要支援者名簿の更新	5
第3	避難行動要支援者の名簿情報の取扱い等	6
1	避難行動要支援者の名簿情報の事前の外部提供等	6
(1)	名簿情報の事前の外部提供と同意	6
(2)	名簿情報の取扱い説明等	6
(3)	名簿情報の外部提供の条件	6
(4)	名簿情報の外部提供までの流れ	7
2	避難行動要支援者の名簿情報と災害時要援護者情報の関係	7
第4	避難行動要支援者への支援体制等	8
1	避難行動要支援者の支援組織	8
2	地域における連携	9
(1)	身近なかかわり	9
(2)	避難支援等関係者の連携	9
3	平常時の支援	10
(1)	避難行動要支援者の名簿情報の活用と守秘義務	10
ア	個別避難支援計画の策定	10
イ	個別避難支援計画の記載事項	10
ウ	個別避難支援計画の提供と共有	10
(2)	防災訓練等	10
ア	災害図上訓練（DIG）	10
イ	防災訓練	10
ウ	防災マップづくり	11
4	災害時の支援	11
(1)	避難行動要支援者や避難支援等が必要となり得る者の特徴と災害時の支援	11
ア	高齢者	11
イ	身体障害者	12
ウ	知的障害者	13
エ	発達障害者	13
オ	精神障害者	13
カ	乳幼児	14
キ	妊産婦	14

ク 外国人	14
ケ 旅行者	14
(2) 災害別による避難行動要支援者への対応等の違い	15
(3) 避難情報の発令・伝達方法等	16
(4) 避難支援等関係者の避難支援等と安全確保等	16
(5) 不同意者への避難支援等	17
ア 避難行動要支援者の名簿情報の外部提供	17
イ 情報漏洩の防止	17
(6) 安否確認の実施	17
第5 避難所以降の対応	19
1 避難行動要支援者等の受入れ	19
(1) 福祉避難所への入所	19
(2) 避難場所から避難所への移送	19
2 避難所の自主運営組織	19
第6 平常時の備えと災害対応の留意点	20
1 平常時の備え	20
(1) 住民の備え	20
ア 家庭内備蓄	20
イ 非常持出品の準備	20
ウ 自宅の安全点検等	20
(2) 避難支援等を求める者の備え	20
ア 高齢者	20
イ 身体障害者	21
ウ 知的障害者	21
エ 発達障害者	22
オ 精神障害者	22
カ 乳幼児	22
キ 妊産婦	22
ク 外国人	22
ケ 旅行者	23
2 災害対応の留意点	23
(1) 地震への対応	23
ア 屋内での対応	23
イ 屋外での対応	23
(2) 風水害等への対応	24
ア 避難の準備	24
イ 避難・被災時の対応	24
様式1 避難行動要支援者名簿	25
様式2 あなたの情報の提供に関する同意・不同意確認書	26
様式3 避難行動要支援者名簿登載希望申出書兼 個人情報の提供に関する同意・不同意確認書	27
様式4 旭川市避難行動要支援者名簿情報提供申請書	28
様式5 個人情報保護に関する誓約書	29
様式6 代表者等変更届	30
様式7 個別避難支援計画様式(例)	31
お問い合わせ先	33

第1 目的と基本的な考え方

1 目的

この手引は、災害から避難行動要支援者の生命や身体を守るための全体の計画として、本市が保有しなければならない避難行動要支援者名簿（要配慮者のうち、避難支援等を必要とする者の名簿）の作成等やその名簿情報を避難支援等関係者等に外部提供することなどについて、市民の皆様に御理解を深めていただくとともに、平常時からの避難行動要支援者の避難支援体制の整備や災害時の避難支援等などについて、避難支援等関係者に取り組んでいただくための手立てや手順を示すことを目的に策定したものです。

【要配慮者とは】

高齢者，障害者，乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

【避難行動要支援者とは】

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

【避難支援等とは】

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命や身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

【避難支援等関係者とは】

消防機関，警察，自衛隊，地域住民が自主的に結成する自主防災組織や町内会等の住民組織，社会福祉協議会，民生児童委員，その他（福祉事業者，障害者団体等）適当と認める，在宅の避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

2 基本的な考え方

(1) 自助・共助・公助

台風や洪水などの風水害等が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、防災関係機関は多様な手段を活用し、迅速に災害情報の広報・伝達や各種の災害対応を行います。

一方、大型の台風や大規模な洪水、あるいは大地震などの大規模災害の発生時には、消防・警察等の災害対応を行う防災関係機関自体が被災するなど、災害対応を含め行政機能の混乱・麻ひや交通網の寸断等のため、公的な救助・救援体制（公助）が整うまでには、過去の阪神・淡路大震災や東日本大震災などの経験からも、相当の時間を要することが想定されます。

そのため、このような状況においては、住民一人ひとりが自らの生命や身体を災害から守るため、適切な災害対応や避難行動（自助）を行う必要があります。

しかし、自助では自らを守ることができない場合には、隣近所をはじめとした地域コミュニティによる救助、避難支援・安否確認等の活動（共助）が欠かせません。

(2) 避難行動要支援者の自助とその共助

避難行動要支援者は、心身の様々な状態などから、避難に関する情報を把握しても適切な行動ができない方、あるいは行動が可能でも障害等からこれらの情報を把握することができない方など、災害対応や避難行動に限られ、自助が困難な場合があります。

そのため、地域内の住民組織や関係する団体などが協働する地域コミュニティの存在とその共助が欠かせません。

特に、自主防災組織、隣近所のつながりからなる町内会や地区市民委員会などの住民組織、地区民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会などのその区域を活動範囲とする組織が避難支援等関係者として避難支援等に取り組むことが欠かせません。

(3) 行政の役割

本市では、避難行動要支援者名簿（様式1）を整備・更新し、平常時から外部提供について同意を得ている避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に提供して、取組の促進、関係機関・団体等との連絡調整などを行います。

そして、災害時においては避難行動要支援者の避難支援等のため必要な場合には、事前の名簿情報の外部提供についての同意の有無に関わらず、避難支援等関係者等に名簿情報を外部提供します。

また、様々な情報伝達的手段により、避難に関する情報が避難支援等関係者等や避難行動要支援者本人にも確実に伝わり、地域の共助により避難行動要支援者の避難支援等が遅滞なく行われるよう、また、要配慮者が避難情報（高齢者等避難（警戒レベル3））により、余裕を持って避難行動が開始できるようにも努めます。

第2 避難行動要支援者名簿の作成・管理等

1 要配慮者の把握

(1) 市関係部局の情報集約

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市関係部局で把握している高齢者や障害者等の要配慮者の情報を本市で集約します。

(2) 北海道等からの情報取得

北海道が保有している難病患者に係る情報など、本市では把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要であるため、北海道知事その他の者に、法令に基づく依頼であることを示して、提供を求めます。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の選定

本市では、市関係部局や北海道等から集約・取得した要配慮者情報のうち、在宅者であって避難に関する情報を把握することが困難であること、避難の時期や避難方法を判断することが困難であること、あるいは身体能力上において避難行動が困難であることなどから総合的に判断して、避難行動要支援者名簿に登載する者を次の対象の中から選定します。

また、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、災害時に周囲の人々からある程度の支援が期待でき、地域の避難支援等関係者の人数も限られていることから、登載対象から除きます。

- 1に該当する者で2に該当する者以外の同居人を有さない者
 - 1 次のいずれかに該当する者のうち、居宅において日常生活を営む者
 - (1) 要介護状態区分が要介護2から要介護5までのいずれかに該当する要介護者
 - (2) 障害の程度が次のいずれかに該当する者
 - ア 視覚障害にあつては、1級、2級、3級又は4級
 - イ 聴覚障害にあつては、1級、2級、3級又は4級
 - ウ 内部機能障害（免疫機能障害を除く。）にあつては、1級、2級又は3級
 - エ 上肢、下肢又は体幹機能の障害にあつては、1級、2級又は3級
 - オ 知的障害にあつては、A
 - カ 精神障害にあつては、1級
 - (3) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者のうち、人工呼吸器等装着者として自己負担上限額の特例が認められている者
 - (4) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証の交付を受けている者のうち、酸素濃縮器使用時間が12時間以上の者
 - 2 次のいずれかに該当する者
 - (1) 要介護者又は要支援状態区分が要支援2に該当する要支援者
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 次のいずれかの医療受給者証等の交付を受けている者
 - ア 特定医療費（指定難病）受給者証
 - イ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証
 - ウ ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証
 - エ ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証
 - オ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証
 - カ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 上記2に該当する者で避難行動要支援者名簿への登載を希望する者のうち、市長が適当と認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

円滑かつ迅速な避難支援等を実施するために、避難行動要支援者名簿に登載することが必要な避難行動要支援者の情報としては、次の項目を記載します。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 上記に掲げるものの他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 避難行動要支援者名簿の管理等

(1) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿とその情報を適正に管理することは、避難行動要支援者の個人情報保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を高め、避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係を円滑なものにする上で極めて重要です。

そこで、避難行動要支援者名簿とその情報について適正な情報管理を行うため、情報セキュリティ対策については、本市の「旭川市情報セキュリティポリシー」を遵守して管理を行います。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管するように努めます。

(2) 避難行動要支援者名簿の更新

登載している避難行動要支援者の名簿情報に変更が生じる場合や、市外への転居、死亡、長期の入院・入所などにより登載対象外となる場合、あるいは、新たに登載の対象となる要配慮者も現れるなど、避難行動要支援者名簿の記載内容は常に変更を生ずることから、避難行動要支援者の情報を適切に把握し、定期的な更新に努めます。

第3 避難行動要支援者の名簿情報の取扱い等

1 避難行動要支援者の名簿情報の事前の外部提供等

(1) 名簿情報の事前の外部提供と同意

避難行動要支援者の名簿情報は、平常時から避難支援等関係者へ適切に外部提供され、避難支援等の体制を整備することで、いざという時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、本市は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報をその地域を担当する自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者に事前に提供します。

しかし、そのためには、個人情報の保護の観点から災害対策基本法では、避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に外部提供するためには、避難行動要支援者本人に同意を得ることが必要であると規定されているため、書面（様式2）にて意向を確認し、同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を外部提供します。

また、第2-2-(1)の避難行動要支援者の選定条件中、2に該当する場合で避難行動要支援者名簿に登載を希望する方は、登載希望と避難支援等関係者への名簿情報の外部提供に関する同意・不同意の確認も含め書面（様式3）にて申出していただくことにしています。

さらに、避難行動要支援者名簿の記載内容の変更については、避難支援等の実施に大きく影響するものであることから、名簿情報を外部提供している自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者に定期的にその情報を伝えます。

(2) 名簿情報の取扱い説明等

名簿情報には、秘匿性の高い個人情報を含むため、記載された個人情報が無用に共有、利用されないよう、該当する避難行動要支援者の名簿情報はその地域を担当する自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者に限り外部提供し、それに際しては、名簿情報の取扱いや情報管理が適切に図られるよう、研修等において必要な説明等を行います。

- 避難支援等関係者個人の守秘義務（災害対策基本法に基づく。）
- 避難行動要支援者名簿の施錠による保管・管理
- 避難行動要支援者名簿の必要以上の複製の制限
- 避難行動要支援者名簿の取扱者の限定（提供先が団体の場合）
- 避難行動要支援者の名簿情報の取扱状況の報告

他

(3) 名簿情報の外部提供の条件

自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者が名簿情報の外部提供を希望する場合は、その組織内で名簿情報の外部提供を受けることに合意が取れていることや、申請者名が組織の代表者であることなどが外部提供の条件となります。

(4) 名簿情報の外部提供までの流れ

名簿情報の外部提供の条件を満たす自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者は、外部提供に同意を得た避難行動要支援者の名簿情報のうち、自らの担当する地域の名簿情報について本市に書面（様式4）で外部提供を申請するとともに、個人情報の取扱いなどの必要な研修等に参加した後、個人情報保護に関する誓約書（様式5）を本市に提出します。

本市では、その誓約書の提出を受けて申請された地域の該当する避難行動要支援者の名簿情報を申請した避難支援等関係者に外部提供します。

2 避難行動要支援者の名簿情報と災害時要援護者情報の関係

自主防災組織や町内会などが中心になり、災害時要援護者とする対象者に同意を得ながらその個人情報を収集し、避難支援の体制作りなどを既に進めている地域については、その継続として、本市が外部提供する名簿情報による避難行動要支援者の避難支援等の体制作りを進めることがより望まれます。

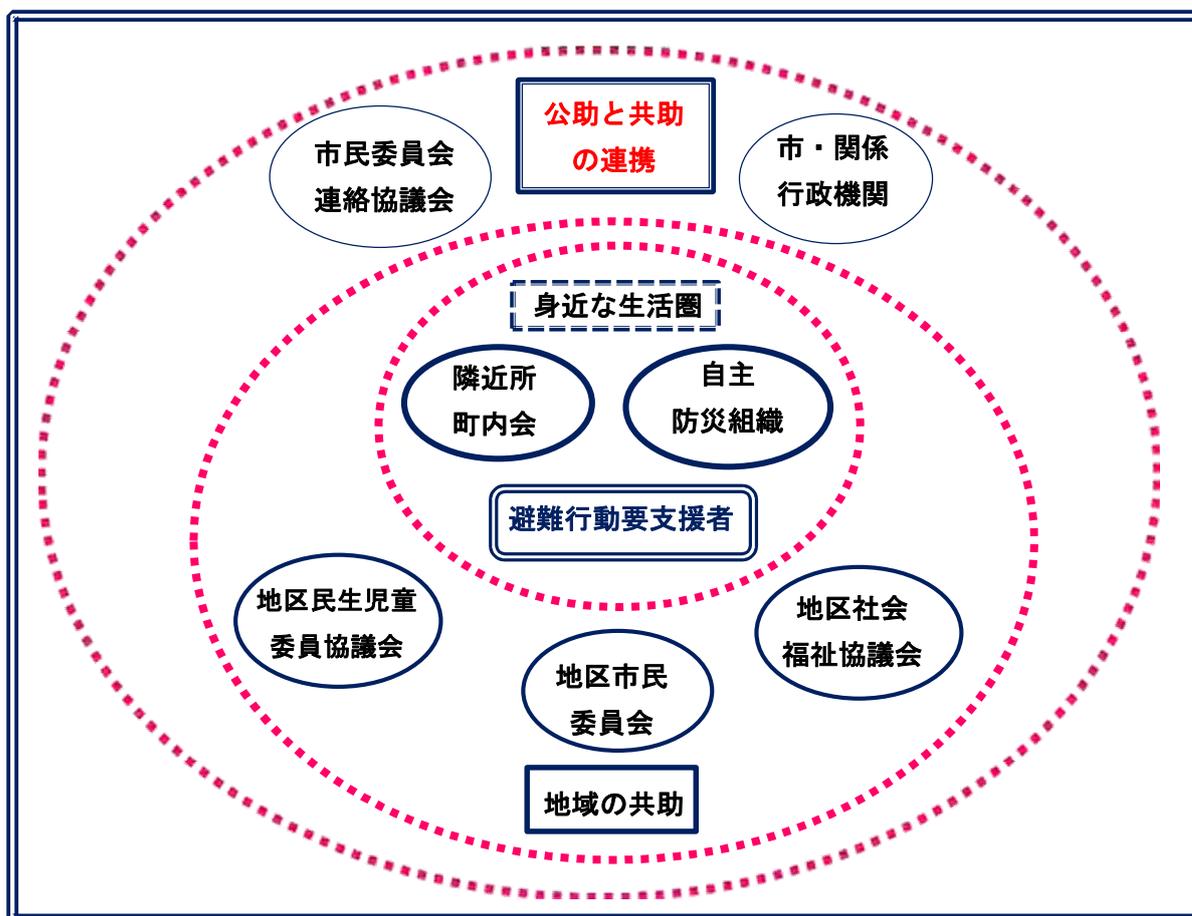
この場合、名簿情報の外部提供を受ける自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者にも災害対策基本法に基づく守秘義務が生じるため、名簿情報の取扱いや情報管理が適切に図られるよう、改めて必要な説明等を行います。

第4 避難行動要支援者への支援体制等

1 避難行動要支援者の支援組織

災害時には、その直後から、多くの住民が不安な気持ちを抱きながら最寄りの避難所に避難します。そのような混乱の中では、避難行動要支援者は周りの人たちの協力がなければ迅速な避難が困難となります。また、健常な方でさえ災害時には負傷等により、自らでは避難が困難となる可能性も考えられます。そうした時に最も頼りになるのは隣近所をはじめとした地域コミュニティの人たちです。

そこで、避難行動要支援者の支援組織となる避難支援等関係者は、自主防災組織や隣近所のつながりからなる町内会などを基本単位として、さらに地区市民委員会、地区民生児童委員協議会や地区社会福祉協議会等により、連携・協力して避難支援等を進める必要があります。



2 地域における連携

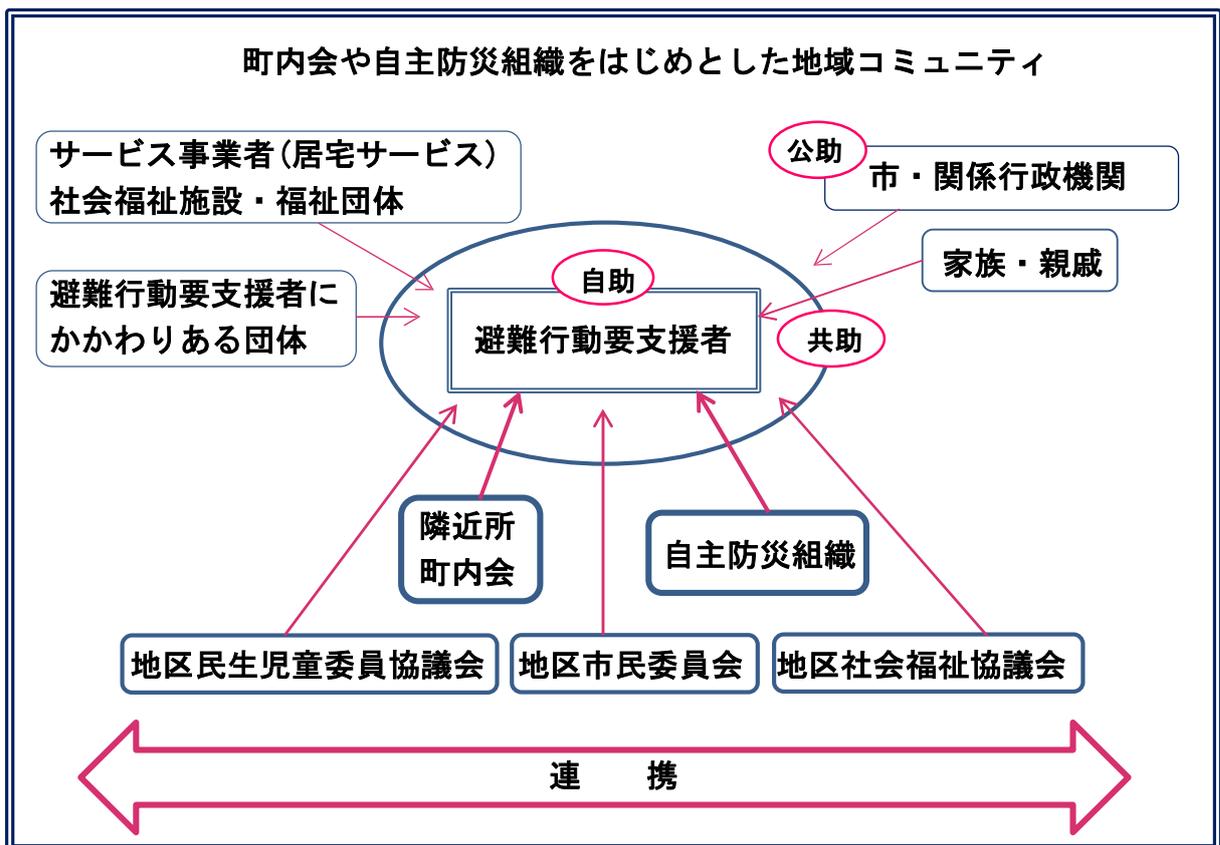
(1) 身近なかかわり

町内会の清掃や会合などの行事等を通じて、最も身近な共助である隣近所における交流を積極的に深め、いざという時にお互いがどのような共助（避難支援、安否確認等）ができるか話し合うなどの自主的な取組が大切です。

災害時に避難する場合には、避難行動要支援者はもとより、隣近所に要配慮者等が、まだ自宅などに残っている時は声を掛けて避難所に誘導するという支援も必要です。

(2) 避難支援等関係者の連携

災害時には、避難行動要支援者の身近な生活圏における避難支援等関係者である自主防災組織や町内会などの支援組織が避難支援等の中心となって活動することになります。そのため、避難行動要支援者の避難支援等を個別具体的に策定する必要があるため、地区市民委員会、地区民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会等を含めた地域の避難支援等関係者全体での連携が必要です。



3 平常時の支援

(1) 避難行動要支援者の名簿情報の活用と守秘義務

ア 個別避難支援計画の策定

災害時に避難行動要支援者の避難支援等を的確に実施するためには、誰（可能な限り複数の避難支援等関係者）が、誰（避難行動要支援者）の避難支援等を実施し、どこ（避難所等）に避難させるかなどを、調整役となる避難支援等関係者を中心に、名簿情報を外部提供することに同意した避難行動要支援者本人と避難支援等関係者が話し合っ個別に避難支援計画（様式7）を策定し、避難所等の場所や避難経路を確認し、これらの情報を基に迅速・的確に必要な避難支援等ができるようにしておくことが重要です。

また、調整役となる避難支援等関係者は、避難行動要支援者と避難支援等を実施する避難支援等関係者の打合せの調整など、実効性のある個別避難支援計画の策定に関する調整を行うよう努めます。

しかし、これらの情報には秘匿性の高い個人情報が含まれており、提供を受けた者には守秘義務があり、取扱いには注意が必要です。

イ 個別避難支援計画の記載事項

個別避難支援計画に記載する避難行動要支援者の情報は、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、

- (ア) 災害時に避難支援等を行う者
- (イ) 避難支援等を行うに当たっての留意点
- (ウ) 避難支援等の方法や避難所等、避難経路
- (エ) 緊急連絡先

などを記録するよう努めます。

ウ 個別避難支援計画の提供と共有

策定した個別避難支援計画の原本は避難支援等関係者が保管し、その副本を本市及び避難行動要支援者本人に提供していただき、情報を共有します。

(2) 防災訓練等

ア 災害図上訓練（DIG）

地域の住民が参加して、地図を囲みながら、想定される災害の条件を設定し、図上訓練を行います。図上訓練は比較的、手軽に実施することができ、また、参加者が災害全体のイメージを共有できることから、住民の防災意識を高める有効な手立てであり、避難誘導や関係機関との連絡などについて、議論を交わすことで、地域コミュニティにおける住民のネットワークづくりに役立つことが期待できます。

イ 防災訓練

自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者が避難支援等を的確に行うために、避難行動要支援者も参加して防災訓練を行い、情報伝達、避難支援等について実際に機能するかなどを確認しておきます。

特に、視覚障害者の場合は、避難経路を歩いて確認することや、車いすでの移動が必要な場合は、避難所等までの間に通れない場所がないかなども確認しておきます。

また、積雪期における道路状況の確認も重要です。

ウ 防災マップづくり

自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者が避難行動要支援者のより安全で確実な避難支援等を実施するためには、実際に自分たちの地域を調べて防災マップを作成し、地域の危険箇所や安全な避難経路を把握しておくことが不可欠です。

また、防災訓練を通じて点検・確認した内容も反映して地域に配付することで、より防災意識を高めることが期待できます。

4 災害時の支援

(1) 避難行動要支援者や避難支援等が必要となり得る者の特徴と災害時の支援

避難行動要支援者や避難支援等が必要となり得る者の特徴と災害時に求められる支援内容を例示していますが、実際に避難支援等を行う際は、一律に考えるのではなく、一人ひとりの状況を理解し、適切な避難支援等を行うことが重要です。

ア 高齢者

(ア) 一人暮らし高齢者

- ・ 災害時に自ら判断し、避難することができる人も多いですが、地域とのつながりが薄い場合があり、災害や避難に関する情報等の把握が遅れることがあります。
- ・ 災害や避難に関する情報等を迅速に伝え、必要に応じて避難誘導します。

(イ) 要介護高齢者

- ・ 食事や排せつ、衣服の着脱、入浴等の日常生活を送る上で介助が必要であり、自力で避難することが困難な場合が多いです。
- ・ 特に、寝たきり等の要介護高齢者が避難する際は、車いすやストレッチャー、担架、リヤカー等の移動用具が必要となる場合があります。
- ・ 医療や介護サービス、服薬の状況等を把握しておく必要があります。

(ウ) 認知症高齢者

- ・ 現状を説明しても忘れてしまうことがあるため、頻繁に声かけをする必要があります。
- ・ 自ら判断をすることや、状況に応じた適切な行動をとることが困難な場合があります。

- ・ 環境の変化による不安感等から、幻覚を見たりや徘徊（はいかい）したりすることがあるため、見守りながら避難支援等を行う必要があります。
- ・ 精神的に不安定にならないように、できるだけ普段と同じ調子で接するように心がけ、安心できる言葉をゆっくりかけ続けたり、スキンシップを図ったりして気分を落ち着かせながら避難誘導します。
- ・ 医療や介護サービス、服薬の状況等を把握しておく必要があります。
- ・ 可能な範囲で認知症高齢者の特性を理解した人が支援することが必要です。
- ・ 避難する場合は、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につけさせます。

イ 身体障害者

(ア) 視覚障害者

- ・ 災害や避難に関する情報等を視覚から取得することが困難です。
- ・ 住み慣れた地域でも災害時には状況が一変するため、いつもどおりの行動をとることができない場合があります。
- ・ 視覚障害者を見かけたら声をかけ、困っていることを尋ねます。
- ・ 音や言葉により、災害や避難に関する情報等を伝え、避難誘導する際は、杖を持っていない手の肘の上をつかみ、階段などの段差に気を配りながら、ゆっくりと歩きます。
- ・ 盲導犬と一緒にいる場合は、直接盲導犬に触れたり、引っ張ったりせず、盲導犬の反対側の腕をつかみ、避難誘導します。

(イ) 聴覚障害者・言語障害者

- ・ 音声による避難誘導等の実施が困難な場合があります。
- ・ 視界外の異変・危険の察知が困難な場合があります。
- ・ 自分の状況等を音声による会話を通じて相手に伝えることが困難です。
- ・ 文字や絵を組合せるなどした筆談や手話、身振り等の目に見える方法で災害や避難に関する情報等を伝えます。
- ・ 口の動きで言葉を読み取れる場合もあるので、会話する時は正面から口を大きくはっきり動かします。
- ・ いつでも筆談ができるように、常時、筆記用具を携帯します。

(ウ) 肢体不自由者

- ・ 補装具や車いす、杖等を利用しなければ、自力での避難行動が困難な場合があります。
- ・ 避難する際は、車いすやストレッチャー、担架、リヤカー等の移動用具が必要となる場合があります。
- ・ 医療や障害福祉サービス、服薬の状況等を把握しておく必要があります。

(エ) 内部障害者

- ・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。
- ・ 外見上からは障害があることが分からない場合があります。
- ・ 避難する際は、常時使用している医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）

や医薬品等も必要となります。

- ・ 避難する際は、車いすやストレッチャー、担架、リヤカー等の移動用具が必要な場合があります。
- ・ 医療や障害福祉サービス、服薬の状況等を把握しておく必要があります。

ウ 知的障害者

- ・ 自分で危険を判断し、行動することが困難な場合があります。
- ・ 急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合があります。
- ・ 精神的に不安定にならないように、できるだけ普段と同じ調子で接するように心がけ、安心できる言葉をゆっくりかけ続けたり、スキンシップを図ったりして気分を落ち着かせながら避難誘導します。
- ・ 言葉が理解されない場合は、手を引いて避難誘導します。
- ・ 避難する際は、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につかせます。

エ 発達障害者

発達障害とは、発達障害者支援法で、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

- ・ 急激な環境変化への対応が難しいことが多く、状況判断ができないために、パニック、フリーズ状態に陥る場合があります。
- ・ 言葉だけでは、災害の怖さや避難の必要性などをイメージしたり、理解したりすることができない場合があります。
- ・ 感覚が過敏なために、集団の中に入れなかったり、子どもの声や泣き声でパニックになったりする場合や、反対に感覚の鈍さがあり、出血しても平気でいたり痛みを訴えたりしない場合があります。
- ・ 精神的に不安定にならないように、できるだけ普段と同じ調子で接するように心がけ、安心できる言葉をゆっくりかけ続けたり、スキンシップを図ったりして気分を落ち着かせながら避難誘導します。
- ・ 行き先を伝えながら避難誘導します。
- ・ 避難する際は、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につかせます。

オ 精神障害者

- ・ 災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合がありますが、多くは自分で危険を判断し、行動することができます。
- ・ 避難する際は、服用中の薬が必要となります。
- ・ 精神的動揺が激しくなる場合があるので、できるだけ普段と同じ調子で接するように心がけ、安心できる言葉をゆっくりかけ続けたり、スキンシップを図

ったりして気分を落ち着かせながら避難誘導します。

- ・ 避難する際は、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につけさせます。

カ 乳幼児

- ・ 乳児は、欲求等を言葉で訴えることができず、哺乳や排せつ、就寝、衣服の着脱など、生活全般での介助が必要です。
- ・ 幼児は、基本的な生活習慣が確立してきていますが、一定の介助が必要です。
- ・ 抱っこひもやスリング、おぶりひも等を利用して乳幼児を避難させる場合は、足元が見えにくくなるため、注意が必要です。
- ・ 幼児が避難する場合は、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につけさせます。

キ 妊産婦

- ・ 行動機能が低下していますが、自分で判断し、行動することができます。
- ・ 妊娠初期は、外見上では分かりにくいことから、周囲の配慮が必要です。
- ・ 妊娠中・後期では、腹部で足元が見えにくかったり、身体が思うように動かなかったりします。
- ・ 自力で移動できる人が多いですが、走ることや重いものを持ちながらの避難行動に制約を受けるので、荷物を持つなどの支援が必要です。

ク 外国人

- ・ 日本語が理解できない場合があり、情報の収集や伝達を十分に行うことができないことや、災害時の用語などが理解できないことも多くあります。
- ・ 多言語による情報の提供や、相談をできる人の確保が必要です。
- ・ 日本語の理解が十分ではない外国人を避難させる場合は、行き先や避難誘導を行う人に付いていくこと、避難所で指示に従うことを前もって伝え、避難行動中の不要な混乱を避けるよう留意することが必要です。
- ・ 必要な持ち物（特に、パスポート、特別永住者証明書、在留カード、宗教的・文化的な儀礼に関するもの）を持参するように伝える一方で、所持している荷物を最低限に減らす必要があることを伝えます。

ケ 旅行者

- ・ 土地勘が無く、避難所等への誘導が必要です。
- ・ 移動等により、災害や避難に関する情報等を把握することが困難な場合があります。
- ・ 旅行者等から、災害や避難に関する情報等の提供を求められた場合、避難所等の情報を伝え、必要に応じて避難誘導します。

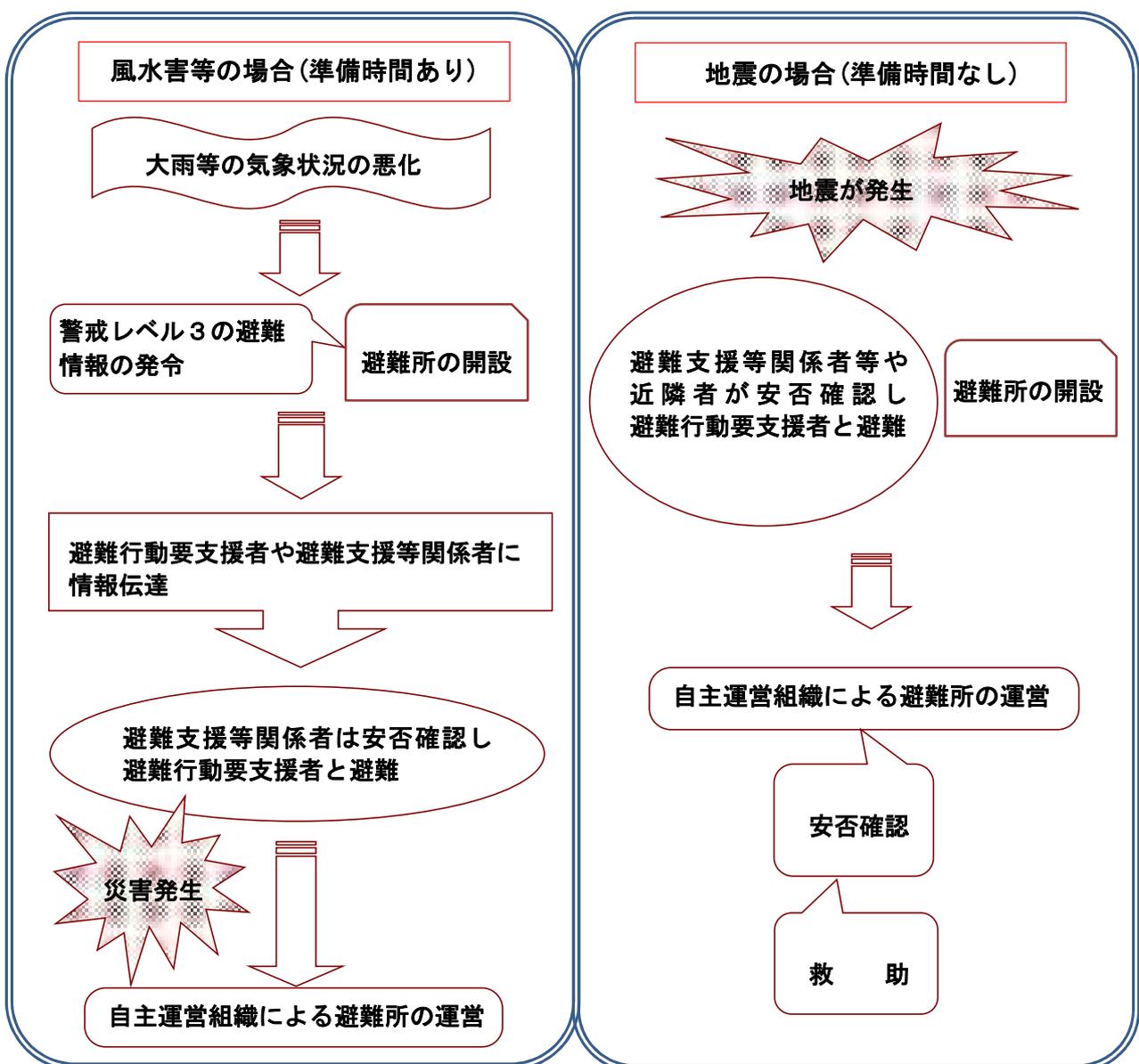
(2) 災害別による避難行動要支援者への対応等の違い

台風や洪水などの風水害等の場合と地震の場合では、避難支援等の取組手順や対応が異なります。

次の図のイメージのように、風水害等の場合は、高齢者等避難（警戒レベル3）や避難指示（警戒レベル4）などの発令で避難支援等関係者による避難行動要支援者の避難行動が開始されるなど、事前の対応が可能です。

一方、地震などの突発的な災害の場合は、初動期の避難行動はいうまでもなく、状況によっては、安否確認や被災者の救援活動が中心になることが考えられます。

避難行動要支援者の避難支援等に当たっては、こうした災害による対応等の違いも知っておく必要があります。



(3) 避難情報の発令・伝達方法等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市は、被災が想定される地域の住民等に対して、避難に関する情報（特に、洪水・土砂災害については「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づく。）を、市広報車、ホームページ・緊急速報メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、各放送機関、ケーブルテレビ・コミュニティFM、街頭放送等の様々な情報伝達の手段を活用し、避難所の開設情報と併せてお知らせします。

避難に関する情報には、次の表に示すように、状況に応じて、高齢者等避難（警戒レベル3）（避難行動要支援者避難）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）の3段階の発令があり、警戒レベルごとに対象となる地域の住民がとるべき行動には違いがありますが、警戒レベル4の避難指示までに、必ず避難となっております。

【警戒レベルの一覧】

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
～～警戒レベル4までに必ず避難～～			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁発表）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁発表）

※ 洪水や土砂災害などの自然現象により不測の事態等が想定される場合、通常は立ち退き避難（特に土砂災害では立ち退き避難が原則）ですが、既に著しい暴風雨や浸水が始まっていたり、夜間で足元がよく見えないなど、避難所等への立ち退き避難がかえって危険な場合は、緊急的な待避（近隣のより安全な場所（高台等）、より安全な建物等（2階以上）への避難）や屋内（自宅等）でもより安全な場所への移動（土砂災害では、2階以上の斜面・溪流からできるだけ離れた場所）で身の安全を確保します。

(4) 避難支援等関係者の避難支援等と安全確保等

避難支援等関係者は、高齢者等避難（警戒レベル3）の情報を把握した場合、名簿情報や個別避難支援計画に基づき避難支援等を実施し、避難行動要支援者を安全な場所（避難所、安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等））へ立ち退き避難又は屋内安全確保（安全な自宅等）させます。

しかし、災害時には、まず避難支援等関係者本人やその家族等の生命や身体の安

全が確保されることが大前提であり、さらに、東日本大震災の経験からも、避難支援等関係者に危害が及ぶような状況においては避難支援等が困難であるおそれもあるため、地域において、避難支援等関係者の安全確保のルール作りが重要です。

そして、災害の状況によっては、避難支援等関係者が全力で助けようとしても、避難行動要支援者への避難支援等ができない可能性もあることを避難行動要支援者本人に説明し、理解を得る必要があります。

(5) 不同意者への避難支援等

ア 避難行動要支援者の名簿情報の外部提供

災害時に、避難行動要支援者の生命及び身体を守るために、特に必要がある場合には、平常時から名簿情報を外部提供することへの同意の有無に関わらず、避難支援等を実施することに必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を外部提供します。

例えば、風水害等で避難に時間的余裕がある場合には、本市では避難支援等関係者等に対し、同意していない避難行動要支援者についての名簿情報も外部提供し、可能な範囲で避難支援等を行うよう協力を求めます。

ただし、災害時であれば無条件に名簿情報の外部提供が認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがあるとした場合に、浸水する可能性がない地域に居住する避難行動要支援者の名簿情報まで一律に外部提供することは個人情報の保護の観点から行いません。

そのため、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に考え、適切な範囲の避難行動要支援者の名簿情報を外部提供します。

また、大災害時には、自衛隊、緊急消防援助隊、警察等からの応援部隊などによる支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を外部提供します。

イ 情報漏洩の防止

災害時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても外部提供することがあり得ます。

そのため、これらの者が名簿情報の取扱いや情報管理を適切に図るよう、第3-1-1(2)で記載した名簿情報の取扱い説明等を基にした指導等のほか、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏洩の防止のために必要な措置を指導します。

(6) 安否確認の実施

避難行動要支援者の住居に被害がなく、避難行動要支援者本人が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災したり、行方不明になったりして、生活の支援をする者がいなくなってしまう可能性もあります。そのような状況やライフラインの停止などの場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自力生存が困難となってしまいます。

そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、避難行動要支援者名簿を活用し、安否確認を進め、応答がない場合や必要がある場合には、本市の担当職員や地域の協力を得るなどして状況を把握し、避難所等への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないようにします。

また、災害時のマンパワーを踏まえると、安否確認を外部に委託することも想定されることから、適切な安否確認がなされると考える福祉事業者、障害者団体、民間の企業や団体等と事前に安否確認に関する協定を締結することや、近年の災害において、ケアマネジャー等の福祉サービス提供者が中心となって担当利用者の安否や居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど、重要な役割を担っていることもあることから、これらの福祉サービス提供者との連携を密に図っていくことも検討していきます。

第5 避難所以降の対応

1 避難行動要支援者等の受入れ

(1) 福祉避難所への入所

避難所の責任者は、避難してきた避難行動要支援者を名簿情報とともに避難支援等関係者などから引継ぎ、また、その他の要配慮者についても把握します。

このよう方々は、避難所においてスペースや生活環境などに配慮が必要となることが多くありますが、さらに、一般の避難所での配慮では、生命や健康に支障を来す場合もあるため、必要により「地域の身近な福祉避難所」や「地域の拠点的な福祉避難所」に優先順位を考慮して入所させ、平常時に受けていたサービスや支援などに少しでも近づくように努めます。

(2) 避難場所から避難所への移送

避難生活の可能な避難所以外の避難場所等に避難した避難行動要支援者やその他の要配慮者を必要な避難所に移送する際には、市有車や災害時の車両借上げについての協定を締結しているバスやレンタカーなどで対応します。

2 避難所の自主運営組織

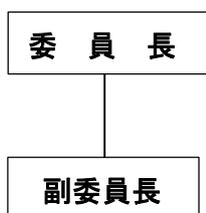
避難所での生活が長期化（おおむね4日以上）する場合は、避難所運営委員会（避難者の自主運営組織）を編成し避難所の運営を行います。地区市民委員会や町内会、自主防災組織などの役員の中から、避難者リーダー（運営委員会委員長等）を決めることが必要となり、また、運営が円滑に行われるよう、避難所担当職員、施設管理者（学校長等）、ボランティア等による協力体制をつくります。

【避難所運営委員会の例】

□ 委員会の構成

おおむね1班5名位の編成とするが、班構成及び構成員は、避難所の実情に応じて柔軟に対応

□ 避難所運営委員会の班編成例



- 総務班：各班との連絡・避難所運営全般の統括
- 名簿班：情報の管理及び提供・避難者名簿作成及び管理
- 物資班：飲料水、食料、生活必需品等の要請及び配給・炊き出し
- 救護班：要配慮者への支援・健康管理
- 衛生班：トイレ対策・ペットの管理・清掃への対応
- 広報班：情報の掲示及び伝達・電話の対応

第6 平常時の備えと災害対応の留意点

1 平常時の備え

本市は、自助・共助を基本とする地域防災力を高めるために、自主防災組織や町内会などに対し、防災に関する知識の普及・啓発を行います。災害が発生した際、住民や避難支援等を求める者が、素早く、適切に避難し、又は避難支援等を受けるためには、一人ひとりが、平常時から災害を見据えて自らできる自助の備えが大切です。

(1) 住民の備え

ア 家庭内備蓄

飲料水、カンパン、レトルト食品などの食料品を一人3日分以上、簡易トイレなども備蓄しておきます。また、必要な医薬品を補給しておきます。

イ 非常持出品の準備

非常持出品（非常用食品、衣類（下着・上着・靴下等）、上靴、雨具、携帯トイレ、ビニールシート、ビニール袋、ラジオ、懐中電灯、常備薬、体温計、マスク、アルコール消毒液等）を非常持出用のリュックサック等に入れ、又はいつでも入れられるようにしておき、出入口近くなど分かりやすく、持ち出しやすい場所に準備しておきます。

ウ 自宅の安全点検等

地震への備えとして、家具の配置の工夫、家具・電化製品の固定、収納の工夫、ガラスの飛散防止、消火器の設置など、室内の安全確保対策を行い、寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所とし、飛散物で足をケガしないように履き物を用意します。また、室内の家具の固定などが自力でできない避難行動要支援者に対しては、家具の点検や固定を地域で支援します。

洪水や土砂災害のおそれのある地域において、避難所等への避難がかえって危険な場合は、洪水や土砂災害から身を守るために、緊急的な待避や屋内での安全確保措置で身の安全を確保することも考えておきます。

(2) 避難支援等を求める者の備え

ア 高齢者

[要介護状態や認知症により本人が備えをできない場合は、家族や近隣者等の支援が必要]

- ・ 家族や近隣者等に対して、災害時の支援を依頼しておきます。
- ・ 紙オムツや服用中の薬など必要なものは、いつでも持ち出せるように準備しておきます。
- ・ 入れ歯や補聴器、老眼鏡等は、日頃から身の回りに置いておきます。
- ・ 認知症高齢者は、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につけて

おきます。

イ 身体障害者

(ア) 視覚障害者

- ・ 非常持出用のリュックサック等を常に一定の場所に配置しておきます。
- ・ 避難経路（コース）の安全性を確認しておきます。旭川点字図書館を視覚障害者の福祉避難所として開設しますので、経路等を確認しておきます。
- ・ 眼鏡や杖（折りたたみ式等）、時計（音声、触知式等）、緊急時の連絡先の点字メモ、メモ用録音機、携帯ラジオ（カード式等）、常備薬等を非常持出用のリュックサック等に入れておきます。
- ・ 家族等の介助者不在時の災害発生を想定し、近隣者等に災害時の支援を依頼しておきます。

(イ) 聴覚障害者・言語障害者

- ・ 補聴器や携帯電話などの文字情報が得られる携帯端末（振動モード）は、常に手元に置いておきます。
- ・ F A X緊急通報が受けられる場合には、ファクシミリを設置しておきます。
- ・ 家族等の介助者不在時の災害発生を想定し、特に夜間の情報伝達の方法について、家族や近隣者等ともあらかじめ決めておきます。
- ・ 予備の補聴器やバッテリー・電池、筆談用具等を非常持出用のリュックサック等に入れておき、すぐに持ち出せる場所に置いておきます。
- ・ 災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておきます。

(ウ) 肢体不自由者

- ・ 寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所とします。
- ・ 家族等の介助者不在時の災害発生を想定し、近隣者等に災害時の支援を依頼しておきます。
- ・ 歩行補助具は、安全な場所に置き、暗闇でも分かるようにしておきます。
- ・ 避難に備え、幅広いひもや車いす、担架、毛布等を準備しておきます。
- ・ 紙オムツ等の非常持出品を準備しておきます。

(エ) 内部障害者

- ・ 服用中の薬の種類や飲み方を記入したメモ等を非常持出用のリュックサック等へ入れておきます。
- ・ 薬や治療食の備えについて、かかりつけ医等に相談しておきます。
- ・ 緊急連絡カード等にも、治療方法や介助方法を、分かりやすく記入しておきます。

ウ 知的障害者

[本人が備えをできない場合は、家族や近隣者等の支援が必要]

- ・ 服用中の薬の種類や飲み方を記入したメモ等を非常持出用のリュックサック等へ入れておきます。
- ・ 独自の 방법으로薬を飲んでいる場合は、緊急連絡カード等に記入しておきます。

- ・ 緊急連絡カード等を身に付けたり、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につけておきます。
- ・ 家族や近隣者等は、日頃から災害について分かりやすく、繰り返し説明することにより災害についての理解を深めさせ、また、避難所に実際に行くなど、その場所を覚えてもらうようにします。

エ 発達障害者

[本人が備えをできない場合は、家族や近隣者等の支援が必要]

- (ア) 日頃から、家庭内で避難所を確認し、場所を伝えておきます。
- (イ) 次の物を、いつも持ち歩くカバン、リュックサック等に常備しておきます。
 - ・ 緊急連絡先を記入したメモ
 - ・ 緊急時、本人への救護、保護、安全の確保等をするための支援方法（名前の呼びかけ方、話の伝え方、特性、苦手なことなど）を記入したメモ
 - ・ 本人の身元を記入したメモ（療育手帳を所有の場合は、そのコピーなど）

オ 精神障害者

[本人が備えをできない場合は、家族や近隣者等の支援が必要]

- ・ 服用中の薬の種類や飲み方を記入したメモ等を非常持出用のリュックサック等に入れておきます。
- ・ 家族も医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく理解しておきます。
- ・ 対人関係で配慮が必要なことや特筆すべき事項等を緊急連絡カード等に記入しておきます。
- ・ 日頃通っている施設等に、災害時の避難所や緊急連絡方法を伝えておきます。

カ 乳幼児

- ・ 保護者側の災害対応能力を高めておくことが必要です。
- ・ 乳児は、紙おむつ、粉ミルク、ミネラルウォーター等が必要となります。
- ・ 4～5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくるので、保護者等は、自分で災害から身を守る方法を習得させるように努めます。

キ 妊産婦

- ・ 行動機能が低下していたり、走ることや重いものを持つての避難行動に制約を受けたりして、避難が遅れる可能性があるため、家族や近隣者等に避難準備等の支援を依頼しておきます。
- ・ 日頃から服用中の薬などの必要なものがあれば、いつでも持ち出せるように準備しておきます。
- ・ 母子健康手帳やマタニティマークを携帯できるようにしておきます。

ク 外国人

- ・ 日頃から外国語を話せる知人や近隣者等とコミュニケーションをとり、災害

時の支援を依頼しておきます。

ケ 旅行者

- ・ 訪れた地域の気象や地形状況等に留意して、不安がある場合は、災害の状況や避難に関する情報等の収集に努めます。

2 災害対応の留意点

地震と風水害等では、災害時の対応が異なる場合が多くあり、特に、次のことに留意しなければなりません。

(1) 地震への対応

ア 屋内での対応

(ア) 身の安全の確保

- ・ 揺れが収まるまで、堅牢なテーブルなどの下で落下物等から身を守ります。
- ・ 建物の倒壊等で閉じ込められた場合などは、物を叩いたり、大声で助けを求めます。

(イ) 火災発生の場合

- ・ 大声等で隣近所に知らせるとともに、消火活動を行います。
- ・ 消火できない場合は、姿勢を低くして煙を避け避難します。
- ・ 大火災の場合は、風上や風横方向に避難します。

(ウ) 脱出口の確保と避難

- ・ 戸を開けて出口を確保してから、非常持出用のリュックサック等を携帯し、落ち着いて避難します。

(エ) 情報の収集と自身等の状況伝達

- ・ 携帯ラジオ等からの正しい情報を入手し、「171番災害用伝言ダイヤル」の利用により自身等の状況を伝えます。

イ 屋外での対応

(ア) 道を歩いているとき

- ・ 看板の落下や建物、塀等の倒壊の危険があるため、その場から離れます。
- ・ 急傾斜地や川べりは、地盤が緩み、土砂災害が発生するおそれがあるため、その場から離れます。

(イ) デパートなどの建物の中にいるとき

- ・ 係員の指示誘導に従い、エレベーターは使用しません。
- ・ 煙を吸わないようにし、体を低くして避難します。

(ウ) 鉄道、バスなどに乗っているとき

- ・ 手すりや座席等につかまり、乗務員の指示等に従います。

(エ) 車を運転しているとき

- ・ 速度を落とし、道路の左側に寄せて停車させます。

- ・ カーラジオ等で情報を入手します。
- ・ 原則、徒歩で避難します。

(オ) けがをした場合

- ・ 周囲に助けを求め、医療機関や消防署等の防災関係機関に連絡してもらいます。

(2) 風水害等への対応

ア 避難の準備

- ・ 気象情報で正確な情報を入手します。
- ・ 湖岸、河川付近では、早めに避難します。
- ・ 急傾斜地や溪流等付近で、出水や山鳴りなど、土砂災害の前兆現象を発見したら、直ちに避難します。
- ・ 避難が予想される場合は、雨具、長靴等の準備、非常持出品等の点検、外回りの道具類の室内への取り込み、隣近所や町内会、自主防災組織等への支援依頼などを早めに行います。
- ・ 外出中の場合は、速やかに帰宅します。
- ・ 車両を運転中の場合は、ゆっくり走らせます。

イ 避難・被災時の対応

- ・ 避難情報が発令されたら、隣近所の人に呼びかけ、協力して避難します。
- ・ 避難行動要支援者は、高齢者等避難（警戒レベル3）が発令されたら避難支援等関係者ととも避難を開始します。また、要配慮者も家族などと避難を開始します。
- ・ ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーを閉じ、避難先等メモを玄関先などの出入口にはります。
- ・ 避難は徒歩が原則です。履き慣れた靴を準備し、可能な限り、単独で行動せず、家族や隣近所の人などと一緒に避難します。
- ・ 冠水した場所を進むことは極力避け、避けられない場合はマンホールや側溝への転落防止のため、1本のロープを全員で持って一列になって移動します。
- ・ 流されそうになった時などは、慌てず、パニックにならないようにして、固定したものにつかまり、周囲に助けを求めます。
- ・ 既に、浸水深が50cm（流れが速い場合は浸水深が20cm程度）を上回り、立ち退き避難がかえって危険な場合は、緊急的な待避や自宅の少しでも高い場所に移動するなど身の安全を確保します。また、立ち退き避難が原則の土砂災害でも、立ち退き避難がかえって危険と判断した場合は、同様に自宅の崖から少しでも離れた部屋に移動して身の安全を確保します。
- ・ 建物の倒壊等で閉じ込められた場合などは、物を叩いたり、大声で助けを求めます。

あなたの情報の提供に関する同意・不同意確認書

わたしは、災害発生時に格別で支援が得られるよう、災害発生前に消防機関や警察、自主的組織（市民委員会や町内会、社会福祉協議会など）の避難支援等関係者から市に提供申請があった場合にわたしの個人情報を提供することに。

1 同意する。 2 同意しない。

どちらかを○で
選んでください。

※尚ほ詳しい事項も記載してください。

病院への入院や福祉施設等に入居されている場合は避難行動要支援者名簿の対象となりませんので、上記の「同意する」「同意しない」には○をせず、「**口施設等に入居している。**」に をして返送してください。

施設等に入居している。

旭川市長あて (記入日) 年 月 日

(本人) 氏名 _____ 住所 _____

電話番号 _____

□ 代理人の個人
情報も提供すること
に同意する。
（同意する場合は
印してください）

筆字印等の方が記載した場合

(代理人) 氏名 _____

電話番号 _____

本人との関係 _____

心身の状況や避難支援
等関係者に配慮してほ
しいことなどを記入し
てください。

※印刷を行って、回答や変更等の印・記号によっては〒印の避難支援届が不分明なこともあります。

※避難支援等関係者は、避難支援等に際し法的責任や義務を負うものではありません。

※印刷の形態について、変更の申請がない限り印刷継続とします。

旭川市避難行動要支援者名簿情報提供申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

団 体 名

代 表 者 名

旭川市避難行動要支援者名簿情報に基づいた避難行動要支援者支援体制を構築するため、当該地域の避難行動要支援者名簿登載者の情報提供を申請します。

代表者連絡先			
住 所			
電話番号		F A X	
Eメール			

名簿情報取扱者			
住 所			
氏 名			
電話番号		F A X	
Eメール			

担当する地域	
旭川市	
旭川市	
旭川市	
旭川市	

年 月 日

(宛先) 旭川市長

団体名
役職名
氏 名
連絡先

個人情報保護に関する誓約書

「避難行動要支援者名簿」の提供を受けるに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨を理解し、当該避難行動要支援者の個人情報について、次の事項を遵守することを誓います。

1 基本的事項

「避難行動要支援者名簿」を取り扱うに当たっては、避難行動要支援者個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な取扱いに努めること。

2 目的外利用の禁止

「避難行動要支援者名簿」は、以下に定める目的以外に利用してはならない。

- (1) 避難行動要支援者への避難情報の伝達、災害時の安否確認、避難所への誘導など、一連の避難支援等の行動のため使用すること。
- (2) 避難支援等の行動を円滑に実施するため、避難行動要支援者ごとの個別計画作成や災害時に備えた避難訓練、日頃の見守り活動のため使用すること。

3 適正管理

- (1) 個人情報が他人に漏れたりすることがないように、「避難行動要支援者名簿」の適切な管理に努めること。
- (2) 知り得た個人情報をみだりに他人に漏らさないこと。また、避難行動要支援者の避難支援等にかかわる職を退いた後も同様とする。
- (3) 「避難行動要支援者名簿」の必要以上の複写や複製を行わないこと。また、パソコンへの取り込みなどデータ化を行わないこと。
- (4) 「避難行動要支援者名簿」の破損・紛失の際は速やかに市に報告し、市とともに誠意をもってその処理に当たること。
- (5) 避難行動要支援者の避難支援等にかかわる職を退くなど情報を取り扱う必要がなくなった場合は「避難行動要支援者名簿」を速やかに後任者に引き継ぐこと。また、後任者がいない場合や避難行動要支援者情報の更新があった場合などには、「避難行動要支援者名簿」を速やかに市に返却すること。
- (6) 代表者等に変更があった場合には、速やかに市に代表者等変更届（様式 6）を提出すること。

代表者等変更届

年 月 日

(宛先) 旭川市長

団体名

代表者名

今般、旭川市避難行動要支援者名簿情報提供に関する次の事項について変更があったため、届け出ます。

1. 代表者

	変更前	変更後
住 所		
氏 名		
電話番号		
F A X		
Eメール		

2. 名簿情報取扱者

	変更前	変更後
住 所		
氏 名		
電話番号		
F A X		
Eメール		

3. 担当する地域

変更前	変更後
旭川市	旭川市

(裏面)

支援 等関 係者 情報 ①	氏名 (代表者及び団体名)		本人 との 関係	
	住 所			
	連 絡 先	電話番号 1 : メールアドレス : その他 :	電話番号 2 :	
避難 支援 等関 係者 情報 ②	フリガナ 氏名 (代表者及び団体名)		本人 との 関係	
	住 所			
	連 絡 先	電話番号 1 : メールアドレス : その他 :	電話番号 2 :	
避難場所等情報※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など				
年 月 日 上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認すると共に、 関係機関に報告することを了承します。 氏名 _____				
代 理 記 入 者	フリガナ 氏 名		本人と の関係	
	住 所		連絡先	
コ ー デ ィ ネ ー タ ー	フリガナ 氏 名		本人と の関係	
	住 所		連絡先	

お問い合わせ先

避難行動要支援者名簿の活用や名簿情報の外部提供などについては・・・

旭川市防災安全部防災課

旭川市 7 条通 9 丁目

電話番号：25－9840

F A X：24－2783

避難行動要支援者名簿の内容や登載手続きなどについては・・・

旭川市福祉保険部福祉保険課

旭川市 7 条通 9 丁目

電話番号：25－6425

F A X：26－7654